

# 柳川市と 【フラット35】が



## 新婚世帯のマイホーム取得を 応援します！

### 柳川市新婚世帯マイホーム所得支援事業

新婚世帯に対して、柳川市で新たに結婚生活をはじめのための  
住宅を取得した費用の一部を助成します

#### 新婚世帯マイホーム取得支援事業

最大 **30万円**

<交付対象> 次のすべてに該当する場合

- ・令和3年1月1日以降に婚姻届を受理された夫婦。
- ・婚姻日において、夫婦ともに年齢が39歳以下であること。
- ・婚姻日から1年以内に住宅を取得していること。
- ・夫婦の所得の合計が500万円未満であること。
- ・当該住宅地を住所と定め、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- ・本市の市税を滞納していないこと。
- ・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ・U-45 マイホーム取得支援事業奨励金の交付決定を受けていないこと。

#### 【フラット35】地域連携型（子育て支援）

住宅ローン金利引き下げ

年▲ **0.5%**

【フラット35】地域連携型（子育て支援）の借入金利を当初 **5年間**引き下げます。

<利用方法> 金利引き下げを利用する場合

- ①柳川市から、【フラット35】地域連携型利用対象証明書の交付を受ける。
- ②ローン契約前に金融機関に利用対象証明書を提出する。

柳川市役所 企画課  
(柳川庁舎3階)  
電話：0944-77-8423



住宅金融支援機構 九州支店  
地域連携グループ  
電話：092-233-1507

